

檜葉町笑ふるタウンならは災害公営住宅再エネ設備導入FS調査業務
業務委託仕様書

平成30年5月

福島県檜葉町
復興推進課

第1条 業務名称

本業務の名称は、「檜葉町笑ふるタウンならば災害公営住宅再エネ設備導入FS調査業務」とする。

第2条 適用範囲

本仕様書は、「檜葉町笑ふるタウンならば災害公営住宅再エネ設備導入FS調査業務」に適用する。

第3条 目的

本事業は、「笑ふるタウンならば」等に整備した災害公営住宅への太陽光発電設備と蓄電池の導入規模ならびにエネルギーマネジメント（電力供給、電力需給管理等）に関する検討を行い、電力の自家消費率向上によるエネルギー構造転換を図ることを目的とする。

なお、太陽光発電設備、蓄電池の設備導入は平成31年度からの開始を予定している。

第4条 業務対象範囲

本業務の対象範囲については、檜葉町内全域とする。

第5条 業務履行期間

契約締結の日から平成31年3月15日までとする。

第6条 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 計画準備

本業務の実施に先立ち、本業務を円滑かつ確実に実施するため、以下の関係書類を作成すること。

- ① 業務実施方針
- ② 業務工程表
- ③ 業務実施体制
- ④ 業務打合せ計画
- ⑤ 業務実施計画

(2) 災害公営住宅への太陽光発電設備と蓄電池の導入規模ならびにエネルギーマネジメント（電力供給、電力需給管理等）に関する検討

① 災害公営住宅への太陽光発電設備、蓄電池設備の導入規模検討

・笑ふるタウンならば等に建築された災害公営住宅（180戸程度）への太陽光発電設備及び蓄電池の導入規模について、現時点における技術的課題、コスト等を踏まえ検討を行う。

② エネルギーマネジメントの検討

・災害公営住宅に導入予定の太陽光発電設備及び蓄電池の運用手法に関して、自家消費を前提に電力供給方法を含めて、エネルギーマネジメントに関する検討を行う。

⇒検討にあたっての主な留意点

- エネルギーマネジメント事業に関する項目整理と関連法規等との整合性確認
 - エネルギーマネジメント事業実施にあたっての課題整理と課題解決方策（エネルギー計測方法、エネルギー需給管理方法等）
 - 関係機関（経産省、東北電力等）との調整
 - 災害公営住宅居住者との調整（料金徴収方法、料金設定、エネルギー供給約款等）
 - ・エネルギーマネジメント事業の運営形態ならびに事業性について検討する。事業主体は、檜葉町内事業者（ならはみらい等）の参画を念頭に運営形態を検討する。
また、檜葉町内事業者等の参画が困難と判断される場合は、町外事業者等の参画等による事業運営方法を検討する。
⇒検討にあたっての主な留意点
 - 事業計画（売上、必要経費、人員計画、エネルギーマネジメント対象施設、エネルギーマネジメント項目等）を整理し、事業性を確認（20年収支）
 - 事業運営に必要となる技術者（必要資格等の整理含む）、許認可手続き等を整理
 - 事業継続に必要となる、機器更改、保守点検等の費用を整理し、事業計画に反映
 - 災害等の緊急対応ならびに日常対応に関する体制を整理
 - 町外事業者等の事業参画方法を整理
 - 事業開始に向けたスケジュール作成
 - ・災害公営住宅居住者を対象としたエネルギーマネジメント事業に関する説明会等を実施するとともに事業に関する問い合わせ等の対応を行う。
⇒実施にあたっての主な留意点
 - エネルギーマネジメント事業に関する説明資料の作成
 - エネルギーマネジメント事業に関する問い合わせ対応
- ③構築費の検討
- ・上記、①、②の検討をもとに、太陽光発電設備、蓄電池及びエネルギーマネジメントに必要な機器（計測機器、通信機器、エネルギー需給状況の閲覧機器等）等を整理し、構築費を検討する。
⇒事業計画策定にあたっての主な留意点
 - エネルギーマネジメント事業に必要な機器等を整理し、構築費を積算
 - 檜葉町の財政負担軽減を念頭に、活用可能な補助金を整理
- ④雇用創出、地域産業振興及び理解促進に関する取組の検討
- ・雇用創出、地域産業振興及びエネルギー構造高度化への理解促進への具体的取組の検討と定量的目標の検討を行う。

第7条 受託者の責務

受託者は、本業務の履行に当たり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、基準、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

- 2 受託者は、本業務の実施に当たり、檜葉町と詳細な協議を行い、承認を受けた後、作業を進めるものとする。また、檜葉町と綿密な連絡を取り、業務を遂行しなければならない。

- 3 本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受託者が責任をもって充足しなければならない。

第8条 業務の再委託

受託者は、第三者に本業務を再委託することはできない。ただし、あらかじめ檜葉町の承認を得たときは、この限りではない。

第9条 秘密の厳守

受託者は、本業務で知り得た全ての事項について秘密を厳守し、檜葉町の承認なしに他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

- 2 受託者は、成果品を他人に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、檜葉町の承認を得たときは、この限りではない。

第10条 疑義

受託者は、本業務について疑義が生じた場合は、速やかに檜葉町に報告し、指示を受けるものとする。

第11条 図書の貸与

受託者は、業務の実施に際し、必要な図書資料等を檜葉町の承諾を受け、借り受けるものとする。

- 2 受託者は、貸与された関係書類を外部に漏らしてはならない。また、業務完了後は速やかに返還しなければならない。
- 3 受託者は、業務に文献等その他の資料を引用する場合、その出典名を必ず明記するものとする。

第12条 打合せ等

本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議・打合せを綿密に行うものとし、その内容については、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。本業務における打合せは、業務着手時、中間5回、報告書納入時とし、計7回を予定している。また、臨時的又は突発的に打合せ・調整を行う必要が生じた場合には速やかに実施するものとする。

- 2 打合せは、檜葉町役所庁舎で行うものとする。

第13条 成果品の提出

本業務について報告書としてまとめ、冊子については5部、電子データはCD-ROMに収録し1組納品する。

- 2 成果品の著作権は檜葉町に帰属するものとし、業務完了後は檜葉町の承諾を得ずに本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料は保持しないこととする。

第14条 検査

受託者は成果品の引渡しに当っては期限を遵守し、かつ檜葉町の検査を受けなければならない。

- 2 成果品の検査において、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。
- 3 成果品の引渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

第15条 委託金の支払

業務履行確認後に、一括払いとする。

第16条 契約の変更

受託者からの申出による業務内容等の変更に伴う業務委託契約の変更は、原則行わない。ただし、受託者の責任に帰さない事象が発生した場合等は、この限りではない。

第17条 契約の解除

檜葉町は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託契約を解除することができる。

- (1) 受託者が契約に違反し、又は委託業務を受託する者として、檜葉町が不相当であると認めるとき。
 - (2) 檜葉町の事情により、この契約を解除する必要があると認めるとき。
 - (3) 受託者が次のいずれかに該当したことが判明したとき。
 - ア 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除する場合は、受託者が被る損害について、檜葉町は一切その責めを負わないものとする。

第18条 損害賠償責任

受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その損害を檜葉町又は被害者に賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が檜葉町の責めに帰する場合は、この限りではない。

- (1) 委託業務の実施に際し、檜葉町又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 契約が解除された場合において、受託者が檜葉町に損害を与えたとき。

第19条 個人情報の取扱い

受託者は、本業務に当っては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 本業務上において取得した個人情報の機密保持に関し、個人情報の漏えい、滅失又は破損の防止その他の適切な措置を講じること。
- (2) 再委託を行う際は、個人情報の適切な管理を行う能力を有するものに行うものとし、あらかじめ檜葉町の承諾を得ること。
- (3) 本業務の利用目的以外に利用しないこと。
- (4) 個人情報の漏えい等の事案が発生した場合、速やかに檜葉町に報告を行い、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じること。
- (5) 本業務の履行期間終了後、個人情報が記載されている媒体が不要となったときは、個人情報の復元、又は判読が不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うこと。
- (6) 檜葉町が貸与した個人情報は、本業務期間満了後、速やかに返却すること。